

# 答 申

諮詢第 85 号

## 第 1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった有田振興局建設部に対する別紙 1（1）に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

## 第 2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成 13 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 24 年 1 月 6 日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対して、「保存期間経過による廃棄のため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 24 年 1 月 23 日付け有建用第 222 号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成 24 年 3 月 16 日付けで行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第 3 異議申立ての内容要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関の行った「非開示決定処分を取り消し全て開示せよ」というものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び審査会における説明並びに意見の陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

（1） 保存期間経過による廃棄のためとしているが、平成 12 年

度から 13 年度までの「不動産登記等業務委託（単価契約）の検査について」は永久保存でなければならない。

「不動産登記等業務委託（単価契約）の検査について」は、第 1 分類 土木（用地）、第 2 分類 02 用地、第 3 分類 1 契約、第 4 分類 03 委託に関する契約書に分類され永久保存である。

- (2) 非開示決定処分を指示した和歌山県総務学事課公開班及び同県国土整備部国土整備政策局用地対策課職員ほか、地方公務員法第 28 条同 29 条同 33 条に照らして、適当な処分を勧告されたい。

#### 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書及び審査会における説明並びに意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件処分について

本件開示請求の内容は、別紙 1(1)のとおりであり、実施機関は、有田振興局における対象公文書を「不動産登記等業務委託（単価契約）の支出に関する書類及び検査調書 平成 12 年度から平成 13 年度までの部分」と特定した。

その内訳は、有田振興局建設部が公共用地取得に伴い不動産登記等を社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「土地家屋調査士協会」という。）に委託しており、その際業務に基づき行った成果を検査した検査調書及び委託料を支出する際の支出票・請求書等の文書である。

平成 12 年度及び平成 13 年度の当該公文書については、当時、支出に関する書類として管理し、当初は、保存期間（5 年）経過で廃棄したと考えていたが、公文書管理簿を確認したところ、平成 12 年度及び平成 13 年度は、公文書分類表では、支出票の保存期間は 5 年と定められているが、支出票を完結後、誤って 3 年で廃棄していた。もっとも本件開示請求は、正しい保存期間を超

えてからの請求であったため開示非開示の判断に影響を及ぼすことではなく、保存期間経過により廃棄済みであるとして、条例第11条第2項により、非開示決定とした。

## 2 公文書の管理について

和歌山県では、和歌山県公文書管理規程に基づき、公文書を整理、保管、保存及び廃棄している。文書の整理は、公文書分類表の分類項目ごとに公文書を編さんするものとされており、各振興局建設部においても、公文書ごとに、どの分類項目に整理するのが適切かを判断している。本件開示請求に係る対象公文書については、実施機関が業務の委託先から提出を受けた成果物であり、その保存期間が過ぎれば廃棄して差し支えのない性質の公文書であると判断している。なお、現行の公文書分類表には、分類項目として公嘱協会成果品が設けられており、保存期間は5年となっている。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、その目的を第1条で規定しており、「県民の公文書の開示を求める権利を明らかにするとともに、県の総合的な情報公開の施策に関し必要な事項を定めること」を手段として、「県の機関の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようになるとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進する」ことを目的とするものである。

したがって、当審査会は県民の公文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について審査することとした。

### 2 本件開示請求の特定及び本件処分について

(1) 実施機関は、県が公共用地取得に伴い不動産登記等を土地家屋調査士協会に委託していることから、本件開示請求に係る対象を、不動産登記等業務委託に関する起案文書及び不動産登記等業務委託（単価契約）の支出に関する書類及び成果品であり、平成12年度及び平成13年度の部分と特定した。具体的には、委託料を支出する際の支出票、請求書、業務に基づき行った成果を検査した検査調書等の文書は、支出に関する書類としてつづられていたが、保存期間経過により廃棄済みである旨主張する。

(2) 審査会が実施機関から入手した資料によれば、和歌山県は、平成10年4月1日付で「不動産登記事務に関する覚書」を土地家屋調査士協会及び社団法人和歌山県公共嘱託登記司法書士協会（以下「司法書士協会」という。また、土地家屋調査士協会及び司法書士協会を「協会」という。）と締結し、また「地図訂正業務に関する覚書」を土地家屋調査士協会と締結していた。

その上で、実施機関は、これら覚書に基づき、平成12年度及び平成13年度にあっては、各振興局建設部においてそれぞれ業務委託契約事務を行うこととなっていた旨説明する。

また、別紙1(2)の別件開示請求に対して、海草振興局建設部において、「不動産登記事務委託単価契約書」と「地図訂正業務委託単価契約書」（以下「2種類の契約書」という。）が開示対象となっている。

これらを併せて推測すれば、有田振興局建設部においても、2種類の契約書が存在した可能性は高い。

(3) ところで、異議申立人は、不動産登記等業務委託（単価契約）の検査に関する公文書は、「第1分類 土木（用地）、第2分類 02 用地、第3分類1 契約、第4分類 03 委託に関する契約書」に分類され、保存しなければならない文書である旨主張する。

この点、実施機関は、本件開示請求に係る対象文書は、そ

の保存期間が過ぎれば廃棄して差し支えのない性質の公文書である旨主張する。具体的な公文書の分類整理は各振興局建設部の判断に委ねられているとする実施機関の説明に特段の不合理は見受けられないことから、当審査会は、事務局職員をして、平成26年1月10日に有田振興局建設部において実地調査を行わせ、2種類の契約書の分類、保管状況について、公文書管理簿と簿冊の確認を行わせた。

その結果として、平成12年度及び平成13年度については、公文書管理簿上長期（永久）として委託に関する契約書の記載があったが、保管器具、保管場所に委託に関する契約書の簿冊を確認することができなかつたことから、2種類の契約書は長期（永久）として分類、保管されているものとは認め難く、当該公文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

また、同実地調査で、支出票の保管状況の確認も併せて行ったところ、平成12年度に完結した支出票は、公文書分類表の区分に従えば5年の保存期間経過後廃棄されるべきところ、平成16年11月1日に廃棄され、同様に平成13年度に完結した支出票も、5年経過を待たず平成17年11月1日に廃棄されていることが公文書管理簿により確認された。

(4) 以上から、実施機関は、土地家屋調査士協会に委託した業務についてのみ書類の特定を行っているが、司法書士協会に委託した業務についても含めて書類の再特定を行ったとしても、平成12年度及び平成13年度にあっては、支出に関する書類としてつづり、管理していたとの主張は不合理ではなく、また実地調査の結果からも、既に廃棄されていると見ても不自然ではないと考えられる。

併せて実施機関に確認したところ、地図訂正業務委託単価契約書に記載のある訂正済証は成果品として支出に関する書類に含まれるため、廃棄され保管されていなかつた。また、不動産登記事務委託単価契約書に記載のある当時の登記済証

は、登記嘱託書に登記済印が押印されたものがつづられ永久保存されているが、その中から協会が業務を行ったものを判別することはできないので、特定に含まれていないとしても不合理とまでは言えない。

### 3 条例第11条第2項該当性について

なお、公文書分類表によると支出票の保存期間は5年であるけれども、本件開示請求は保存期間経過後になされているので、上述のような実地調査等も踏まえ、保存期間経過により全て廃棄されたものと見ることが相当である。

以上のことから、本件開示請求に対する本件処分は、妥当であると認められる。

### 4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

もっとも、条例に定める開示請求権制度の円滑な運用には、公文書が適正に作成、保存等がなされていることが必要不可欠である。審査の過程で、保存期間経過前の誤廃棄や実際には存在しない文書が公文書管理簿に記載されている事例が確認され、公文書管理の不適切な部分が浮き彫りになったことは、当審査会としては遺憾である。

よって、実施機関にあっては、今後、このようなことのないよう、適正な公文書の管理に努められたい。

## 第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成24年4月6日	○ 質問（実施機関）
平成24年5月18日	○ 実施機関からの理由説明書を受理

平成25年5月30日	○審議
平成25年6月14日	○審議
平成25年7月25日	○審議
平成25年8月29日	○審議
平成25年10月1日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成25年11月5日	○審議
平成25年12月17日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成26年1月10日	○実施機関（有田振興局建設部）への実地調査
平成26年1月21日	○審議
平成26年5月20日	○審議
平成26年7月29日	○審議
平成26年8月27日	○審議
平成26年9月29日	○審議

## 【別紙 1】

### 本件開示請求の内容

	請求日	請求内容
(1)	平成 24 年 1 月 6 日	東牟婁振興局を除く全振興局における和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会及び社団法人和歌山県公共嘱託登記司法書士協会との間で締結した業務について、平成 12 年度～平成 13 年までの「不動産登記等業務委託（単価契約）の検査について」全て開示。

### 別件開示請求の内容

	請求日	請求内容
(2)	平成 24 年 1 月 8 日	別紙 E - mail : ○○○○○○○○ o0034 @ pref.wakayama.lg.jp 情報公開 8 開示決定等期限延長通.jtd Content-Type : application/octet_stream Content-Encoding:base64 このメール指示を受けて開示しなかった東牟婁振興局以外の振興局の平成 17 年～12 年までの不動産登記等業務委託に関する全ての文書及び平成 18 年～23 年まで開示した内部決裁一件文書。